



埼玉県報

第358号
令和4年(2022年)
10月28日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 石油ストーブ（西部・北部地区）に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（南部地区）に関する入札公告（入札課）
- 防災ヘリコプター1機及び装備品等に関する入札公告（消防課）
- 液化石油ガス販売事業者の認定（化学保安課）
- 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- DNA解析装置(DNAシーケンサー)一式の賃貸借に関する落札者等の公示(衛生研究所)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 元荒川上流土地改良区の役員退任届(加須農林振興センター)
- 地域森林計画案の縦覧(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立草加かがやき特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立行田特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県道さいたま鴻巣線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道児玉新町線の供用の開始(本庄県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)

正誤

- 埼玉県告示第1015号中訂正(社会福祉課)

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二二四の項中「三六・三二」を「三五・九九」に、「三四四」を「四二二」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百四十七号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和3年度）

（単位：人）

職種	採用	退職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	760	227	63	129	6	233	0	4	0	662
研究職	16	7	1	4	0	8	0	0	0	20
医療職	95	23	8	28	0	33	0	0	0	92
技能労務職	12	12	3	1	0	14	0	0	0	30
教育職	4,804	1,057	122	422	28	2,505	0	6	0	4,140
警察職	390	146	36	137	9	25	0	2	0	355
企業職	34	6	0	5	0	8	0	0	0	19
合計 (構成比)	6,111	1,478 (27.8%)	233 (4.4%)	726 (13.7%)	43 (0.8%)	2,826 (53.1%)	0	12 (0.2%)	0	5,318

- (注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。
 2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。
 一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員
 研究職・・・研究職給料表適用者
 医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者
 技能労務職・・・技能職給料表適用者
 教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員
 警察職・・・公安職給料表適用者
 企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、及び下水道企業職給料表の各適用者
 3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和3年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	207	133	131	86	56	26	11	5
研究職	9	4	5	2	1	0	0	0
医療職	25	7	8	11	3	1	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	0	1	1	0	0	0	0
企業職	21	16	13	13	11	3	0	0
合計 (構成比)	263 (32.6%)	160 (19.9%)	158 (19.6%)	113 (14.0%)	71 (8.8%)	30 (3.7%)	11 (1.4%)	6

- (注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	77	54	34	10	9	7	1	1
医療職	2	4	1	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	79 (39.7%)	58 (29.1%)	35 (17.6%)	10 (5.0%)	9 (4.5%)	7 (3.5%)	1 (0.5%)	1

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	179	237	8	186	12
合計 (構成比)	179 (29.3%)	237 (38.9%)	8 (1.3%)	186 (30.5%)	12

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	282	179	57	40	24	1
一般職員	33	21	2	3	2	0
研究職	0	2	0	0	0	0
合計 (構成比)	315 (48.8%)	202 (31.3%)	59 (9.1%)	43 (6.7%)	26 (4.0%)	1

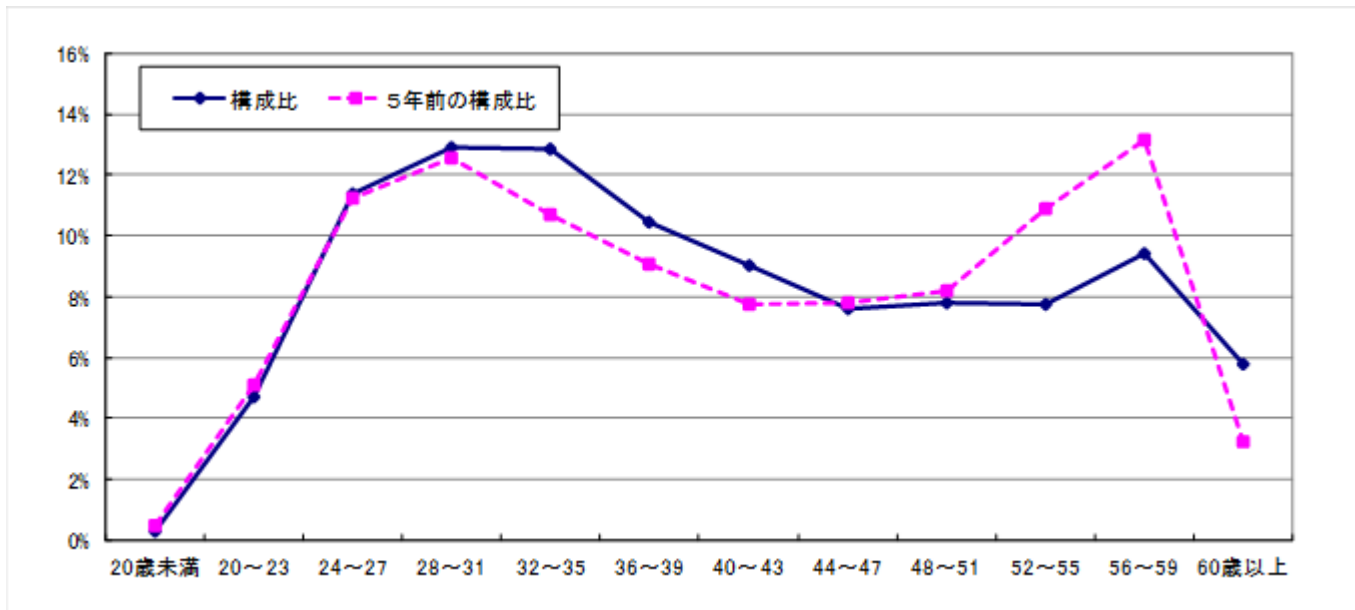
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	66	67	+1	執行体制の強化
		総務	1,241	1,211	▲30	オリンピック・パラリンピック課の廃止
		税務	567	569	+2	執行体制の強化
		民生	1,029	1,049	+20	児童虐待防止対策の体制強化
		衛生	1,551	1,587	+36	新型コロナウイルス感染症対応の体制強化
		商工	322	328	+6	ウィズコロナ下での経済雇用対策
		労働	196	198	+2	執行体制の強化
		農林水産	896	903	+7	全国植樹祭の開催に向けた準備
		土木	1,287	1,283	▲4	執行体制の見直し
		小計	7,155	7,195	+40	
		教育部門	40,666	41,080	+414	国の定数改善に伴う増
	警察部門	12,860	12,858	▲2	執行体制の見直し	
	小計	60,681	61,133	+452		
公営企業部門	病院	186	184	▲2	執行体制の見直し	
	水道	342	339	▲3	執行体制の見直し	
	下水道	130	127	▲3	執行体制の見直し	
	その他	111	109	▲2	執行体制の見直し	
	小計	769	759	▲10		
合計		61,450	61,892	+442		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	185人	2,920人	7,045人	7,984人	7,966人	6,466人	5,596人	4,687人	4,832人	4,807人	5,839人	3,565人	61,892人

(5) 職員定数の適切な管理

多様な課題に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直しを行うとともに、今後の人口減少等を踏まえ、業務のスクラップ・アンド・ビルドを行い、職員定数の適正な管理を行っています。その上で、急増する自然災害など県民の生命や財産に重大な影響を及ぼす事案等には必要な範囲内で増員しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

<知事及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 667 1425 936"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 1014 1425 1283"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 680 1433 913"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="475 1010 1444 1198"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	7,385,848	2,499,335,860	34,836,651	548,507,717	21.9	26.5

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	60,681	249,677,204	61,436,087	100,554,164	411,667,455	6,784

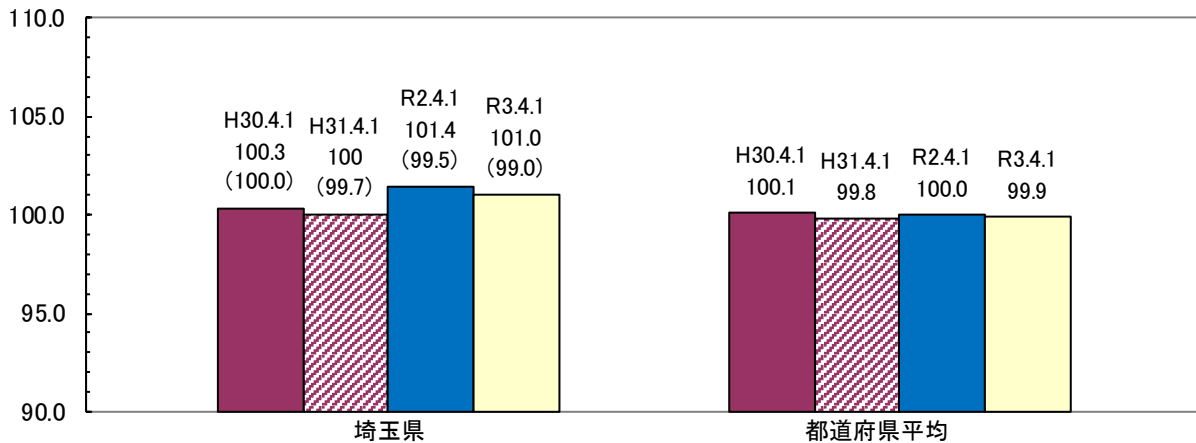
(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.9歳	317,883円	413,865円
技能労務職	55.8歳	337,174円	392,780円
高等学校等教育職	43.0歳	360,172円	426,529円
小中学校教育職	39.8歳	345,800円	407,676円
警察職	38.1歳	334,485円	481,898円

(注) 1 職種区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	191,664円	204,360円
	高校卒	157,333円	168,506円
技能労務職	高校卒	159,872円	171,756円
	中学卒	144,078円	152,660円
高等学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
	高校卒	168,709円	184,148円
小中学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
警察職	大学卒	222,135円	236,457円
	高校卒	193,594円	202,126円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

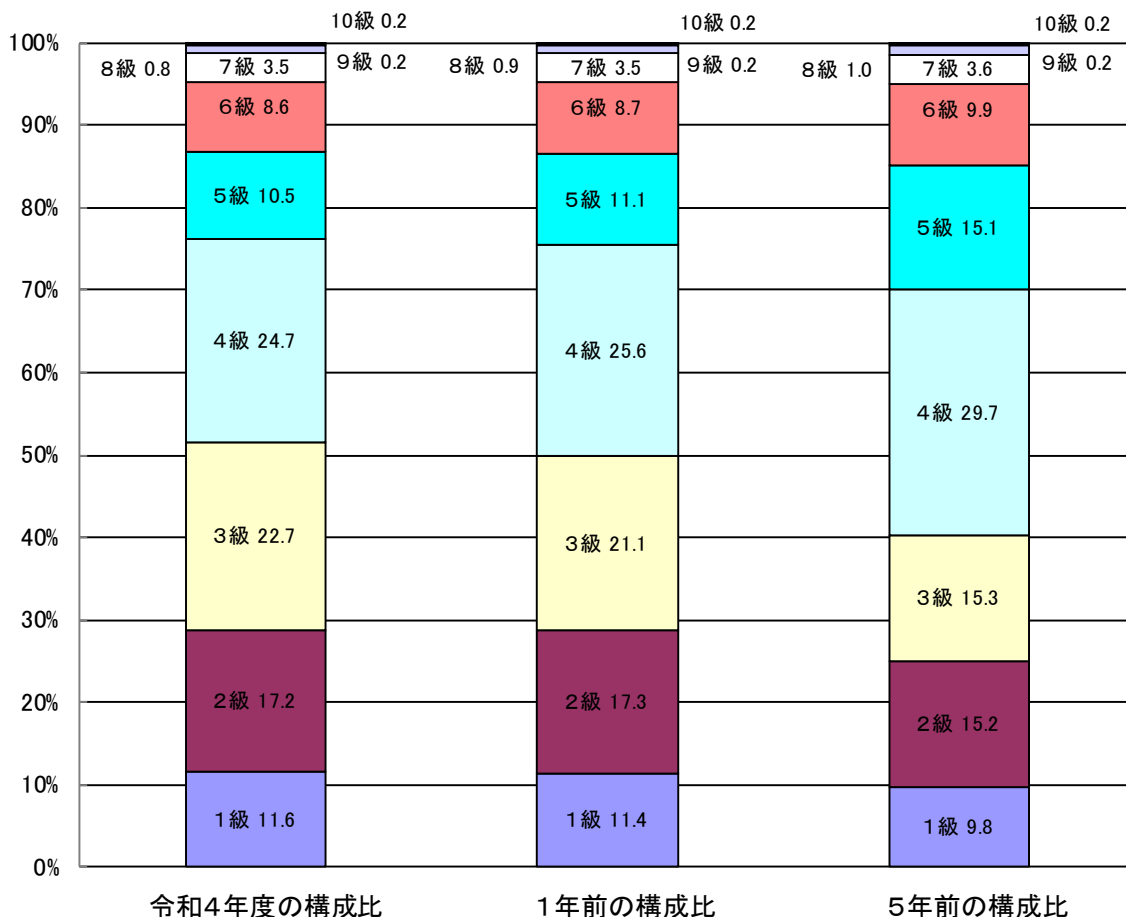
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	291,850円	372,734円
	高校卒	250,741円	327,026円
技能労務職	高校卒	-	-
	中学卒	-	-
高等学校教育職	大学卒	342,628円	416,995円
	高校卒	283,063円	328,777円
小中学校教育職	大学卒	340,843円	411,543円
警察職	大学卒	316,705円	401,990円
	高校卒	280,296円	368,739円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,082	人 1,605	人 2,120	人 2,314	人 984	人 804	人 331	人 77	人 14	人 16	人 9,347
構成比	% 11.6	% 17.2	% 22.7	% 24.7	% 10.5	% 8.6	% 3.5	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
 課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
 副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額 (令和3年度決算) 1,617千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の反映状況 (知事部局)

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当 (令和4年4月1日現在)

埼 玉 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和3年度決算)	(自己都合) 1,631千円	(勸奨・定年) 21,766千円			

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	21,574,253千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	356千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	9,347人
東京都特別区等	11.3%	11人

エ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	2,772,526千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	113千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)	40.3%
手当の種類 (手当数)	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	13,190,952 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	596 千円
支給実績（令和2年度決算）	12,647,686 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	586 千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,076,276	千円 245
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,579,714	千円 331
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 86,047	千円 2,264
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	異	支給上限	千円 5,759,526	千円 107
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 20,444	千円 401
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%~8%	同		千円 -	千円 -
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 -	千円 -
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,060,448	千円 244
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 1,319,091	千円 273
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 94,372	千円 519
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~139,600円	同		千円 3,203,633	千円 822
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,275,261	千円 65
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 178,205	千円 307
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 222,180	千円 354
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 23,159	千円 257

(10) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副知事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副議長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和3年度支給割合) 3.25月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.25月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	40,896,000円	任期毎
	副知事	$1,134,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 1,857,555	千円 34,316	千円 194,833	% 10.5	% 12.2

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,764千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	27人	千円 98,821	千円 30,616	千円 39,184	千円 168,621	6,245千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
40.6歳	345,387円	522,197円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和3年度決算）	
1,411千円	
（令和3年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
（1.35月分）	（0.90月分）
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和4年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たりの平均支給額	（自己都合）	（勸奨・定年）
（令和3年度決算）	0円	0千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	8,438千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	301千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	28人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	2,894千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	170千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)	60.7%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	9,043千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	348千円
支給実績 (令和2年度決算)	8,056千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	287千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		2,233千円	248千円
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		2,828千円	314千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		0千円	0千円
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		3,375千円	147千円
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		0千円	0千円
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		0千円	0千円

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		1,318千円	51千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		0千円	0千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	0千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		1,812千円	906千円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 42,250,182	千円 2,163,344	千円 2,320,101	% 5.5	% 4.5

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費637,351千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	340人	千円 1,319,768	千円 413,752	千円 528,170	千円 2,261,690	6,652千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.3歳	355,798円	548,193円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和3年度決算)	
1,528千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
(1.35月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和4年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和3年度決算)	78千円	21,722千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		113,755千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		330千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	345人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		42,808千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		178千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)		69.9%	
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	113,977千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	362千円
支給実績 (令和2年度決算)	104,079千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	333千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		33,926千円	239千円
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		28,416千円	347千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		0千円	0千円
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		49,858千円	1,539千円
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		0千円	0千円

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		0千円	0千円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		23,615千円	75千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円~31,500円	同		0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		47千円	16千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	0千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		30,127千円	1,004千円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 4,272,858	千円 104,681	千円 176,368	% 4.1	% 1.3

- (注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費228,376千円を含みません。
 3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	51人	千円 195,862	千円 59,091	千円 80,467	千円 335,420	6,577千円

- (注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員手当には退職手当を含みません。
 3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和4年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.0歳	353,197円	539,404円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和3年度決算)	
1,578千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
(1.35月分)	(0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

- (注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和3年度決算)	0千円	0千円

- (注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	17,148千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	336千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	51人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	1,261千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	55千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)	45.1%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	16,153千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	367千円
支給実績 (令和2年度決算)	14,483千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	425千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		5,122千円	341千円
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		4,574千円	352千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		0千円	0千円
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,527	千円 142
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		0千円	0千円
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		0千円	0千円

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		156千円	4千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		21千円	11千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	0千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		7,593千円	1,087千円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 47,172,791	千円 2,173,719	千円 634,291	% 1.3	% 1.5

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費500,952千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	人 129	千円 501,216	千円 137,221	千円 201,916	千円 840,352	千円 6,464

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
42.3歳	369,054円	629,243円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和3年度決算)	
1,746千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
(1.35月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和4年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和3年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人あたりの平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		44,209千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		354千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	125人
東京都特別区等	11.3%	0人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		8千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)		11.3%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	42,166千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	458千円
支給実績 (令和2年度決算)	50,867千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	541千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 11,478	千円 225
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 9,130	千円 326
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →308,600円(又は50,800円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則として6カ月 定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-	千円 15,860	千円 154
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職 員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 -	千円 -
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支 給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 76	千円 5
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,479	千円 1,034

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

令和3年の職員1人当たりの平均使用日数： 10.6 日

(3) 病気休暇の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	332
教育委員会	843
警察本部長	183
計	1,358

(4) 特別休暇の状況（令和4年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血族</td> <td>姻族</td> </tr> <tr> <td>1親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—	2親等傍系者	3日	1日	3親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1親等直系尊属	7日	3日																										
1親等直系卑属	7日	1日																										
2親等直系尊属	3日	1日																										
2親等直系卑属	1日	—																										
2親等傍系者	3日	1日																										
3親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																											
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況 (令和3年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	8	8	2	5	1	0	0	0	0	0
女性職員	23	23	2	14	6	1	0	0	0	0
計	31	31	4	19	7	1	0	0	0	0

(単位:人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中 心	時間型 中 心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	8	7	1	0	8	3	0	0	4	0	1
女性職員	23	19	4	0	23	5	5	6	0	1	6
計	31	26	5	0	31	8	5	6	4	1	7

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(6) 介護時間の取得状況 (令和3年度)

(単位:人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0
女性職員	8	8	0	4	4	0	0	0	0	0
計	14	14	0	10	4	0	0	0	0	0

(単位:人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	6	3	2	0	1	0	0
女性職員	8	3	2	0	1	0	2
計	14	6	4	0	2	0	2

5 職員の休業に関する状況（令和3年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	1
	0
女性職員	0
	0
計	1
	0

(注) 上段は、令和3年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いていない者の数です。

イ 取得状況（令和3年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員	0	1	0	0	1
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	2	1	1
	0	0	0
女性職員	0	0	0
	2	2	0
計	2	1	1
	2	2	0

(注) 上段は、令和3年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いていない者の数です。

イ 取得状況（令和3年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	2	0	0	1	0	1	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	0	1	0	1	0	0

ウ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
男性職員	1	1	0	2
女性職員	0	0	0	0
計	1	1	0	2

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	1	1	0	0	0
	0	0	0	0	0
女性職員	2	2	0	0	0
	3	3	0	0	0
計	3	3	0	0	0
	3	3	0	0	0

（注）上段は、令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者の数、下段は配偶者同行休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 承認期間（令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	承認期間			合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
男性職員	0	0	1	1
女性職員	1	0	1	2
計	1	0	2	3

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

（単位：人）

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和3年度中に新たに育 児休業等が取得可能と なった職員数
		a	b	c	d	e	f	
男性職員	a	354	2	30	384	3	48	1,754
	b	24	1	18				
	c	1	0					
	d	5						
女性職員	a	1,206	126	292	2,656	174	700	1,209
	b	1,450	47	408				
	c	0	1					
	d	0						
計	a	1,560	128	322	3,040	177	748	2,963
	b	1,474	48	426				
	c	1	1					
	d	5						

（注）a段は、令和3年度中に新たに取得した者の数、b段は、期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、子の出生以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認期間（令和3年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

（ア）育児休業承認期間（単位：人）

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	294	48	7	2	1	2	354
女性職員	46	251	292	273	137	207	1,206
計	340	299	299	275	138	209	1,560

（イ）育児短時間勤務承認期間（単位：人）

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	1	0	0	1	2
女性職員	6	5	7	108	126
計	7	5	7	109	128

（ウ）部分休業承認期間（単位：人）

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	24	6	0	0	0	0	30
女性職員	178	38	5	30	38	3	292
計	202	44	5	30	38	3	322

（単位：人）

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	9	13	3	5	30
女性職員	53	117	60	62	292
計	62	130	63	67	322

（5）大学院修学休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	0
	0
女性職員	0
	0
計	0
	0

（注）上段は、令和3年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間（令和3年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

（単位：人）

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
計	0	0	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
0	0	1	0	731	746	0	0	732	746	0	0

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	1	0	731	744	0	0	732	744	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
合計	0	0	1	0	731	746	0	0	732	746	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
5	18	12	13	7	7	13	8	37	46

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	2	9	3	9	3	4	8	5	16	27
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	1	6	6	0	0	0	0	1	7	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	2	3	3	4	4	3	5	2	14	12
合計	5	18	12	13	7	7	13	8	37	46

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和3年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 1月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「事務処理誤りを防ぐための組織的な対応」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 各所属における職場教養において、グループ討議等の方法により職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施した。

イ 職員への周知の状況（令和3年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN、通知等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（令和3年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（令和3年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	330	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、Jリーグの審判員、柔剣道の審判員等
教育委員会	2,921	
警察本部長	61	
計	3,312	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和2年度退職者及び令和3年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	10	9	19
研究職	0	0	0
医療職	0	3	3
技能職	1	0	1
教育職	0	19	19
警察職	8	10	18
企業職	3	3	6
合計	22	44	66

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和3年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和3年度教職員研修計画
警察本部長	令和3年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	4,804人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 37コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,309人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 1コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	331人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 22コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,242人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,142人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 24講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	1,687人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 44講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～3日	1,626人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	689人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 10課程 29回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	9日間 ~59日間	536人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	12日間 ~26日間	149人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 28課程 47回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日間~ 15日間	1,013人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 156課程 255回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ~51日	8,270人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度
 <知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,892人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,986人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,699人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 549人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 7,625人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 中止	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 22,063人	全員		○	○
	その他	サークル活動の促進 17件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 582人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 27,983人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 461人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,517人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,312人	全員	○		
	がん検診	胃 2,523人	35歳以上希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 62,338件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	年代別セミナーの開催 950人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,183 人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 6,196 人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 292 人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 6,878 人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、 育児・介護の分野選択 10,634 人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,623 人	該当者	○	○	

(2) 共済制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 219,564 件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 3,074 件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 2 件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 1,407 件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 420 件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 862,756件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 17,336件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 9件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、 一部負担金払戻金 8,424件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,747件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 317,687 件	該当者		○	
		育児休業手当金等 1,640 件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,138 件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 744 件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（令和3年度）（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	32	12	44
教育委員会	378	42	420
警察本部長	135	13	148
計	545	67	612

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和3年度）

(1) 採用試験の実施状況（令和3年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加内の年齢は令和3年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成12年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和4年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 令和3年6月20日	第1次合格発表日 令和3年6月29日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 適性検査 ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問120分 第2次試験 人物試験 個別面接、プレ ゼンテーション含む個別面 接、適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備(新方式)				
	設備(警察)				
	総合土木				
	総合土木(新方式)				
	建築				
	建築(新方式)				
	化学				
農業					
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 適性検査
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 平成10年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 適性検査

	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 平成10年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業(見み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用 初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 令和3年9月26日	第1次合格発表日 令和3年10月6日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 専門試験(設備、総合土木、 司書) 択一式40問 120分 第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
	設備		第2次試験日 令和3年10月14日～ 10月28日	最終合格発表日 令和3年11月25日	
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					
免許資格職職員 採用試験	司書	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和4年3月31日までに取得見込みの人 			
	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、栄養士の免許を有する人又は令和4年3月31日までに取得見込みの人 			
経験者職員 採用試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 	第1次試験日 令和3年9月26日	第1次合格発表日 令和3年10月19日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験Ⅰ 1題 75分 第2次試験 論文試験Ⅱ 1題 75分 人物試験Ⅰ 個別面接、 適性検査 第3次試験 人物試験Ⅱ 個別面接
	心理		第2次試験日 令和3年10月31日	第2次合格発表日 令和3年11月16日	
	設備		第3次試験日 令和3年11月28日	最終合格発表日 令和3年12月10日	
	総合土木				
	建築				
	農業				

警察官（巡査） 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和4年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和3年5月9日	第1次合格発表日 令和3年5月21日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120 分
	II類	・昭和61年4月2日～平成14年4月1日に 生まれた人(19歳～34歳)で、短期大 学又は専修学校(2年制以上の専門課 程で年間授業時数が680時間以上のも のに限る。)を卒業した人又は令和4年 3月までに卒業見込みの人等に限る。)	第2次試験日 令和3年6月4日～6 月27日	最終合格発表日 令和3年8月18日	論(作)文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験におい て行う 第2次試験 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
	III類	・昭和61年4月2日～平成15年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当しな い人(18歳～34歳)			
	国際捜査 I類	・前記I類の受験資格を有する人で語学 (受験言語)が堪能な人			
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。)の人			国際捜査I類、サイバー犯 罪捜査I類、II類
	サイバー犯 罪捜査I類	・前記I類の受験資格を有し、独立行政 法人情報処理推進機構が実施する経 済産業省認定の情報処理技術者試験 (ITパスポート試験及び情報セキュ リティマネジメント試験を除く。)に 合格している人及び合格する見込み の人又は情報処理安全確保支援士と なる資格を有する人又は有する見込 みの人			第1次試験 専門試験I 記述式 90分 論(作)文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験におい て行う
	サイバー犯 罪捜査II類	・前記II類の受験資格を有し、独立行政 法人情報処理推進機構が実施する経 済産業省認定の情報処理技術者試験 (ITパスポート試験及び情報セキュ リティマネジメント試験を除く。)に 合格している人及び合格する見込み の人又は情報処理安全確保支援士と なる資格を有する人又は有する見込 みの人			第2次試験 専門試験II 口述式 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
警察官（巡査） 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和4年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和3年9月19日	第1次合格発表日 令和3年10月4日	
	II類	・昭和61年4月2日～平成14年4月1日に 生まれた人(19歳～34歳)で、短期大 学又は専修学校(2年制以上の専門課 程で年間授業時数が680時間以上のも のに限る。)を卒業した人又は令和4年 3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和3年10月9日～ 10月31日	最終合格発表日 令和3年12月22日	
	III類	・昭和61年4月2日～平成16年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当しな い人(17歳～34歳)			
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの			

		人に限り3段を含む。)の人		
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和4年3月までに 卒業見込みの人又はこれらの人と同 等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和3年5月9日～ 9月19日	第1次合格発表日 令和3年6月15日～ 10月27日
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	Ⅲ類	・昭和61年4月2日～平成16年4月1日に 生まれた人で、I類に該当しない人 (17歳～34歳)	第2次試験日 令和3年7月17日～ 11月20日	最終合格発表日 令和3年12月22日～ 令和4年1月21日

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験 ※1	一般行政	人 169	人 1,681	人 1,183	人 590	人 476	人 284	倍 4.2
	福祉	37	78	50	32	28	16	3.1
	心理	11	50	33	28	26	16	2.1
	設備	12	52	32	25	17	9	3.6
	設備(警察)	2	5	5	2	2	2	2.5
	総合土木	41	99	76	69	46	29	2.6
	建築	5	20	15	13	10	5	3.0
	化学	5	37	27	20	15	5	5.4
	農業	14	83	55	50	41	16	3.4
	林業	6	14	11	8	7	5	2.2
警察事務職員採用上級試験		21	192	117	87	76	27	4.3
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		24	244	183	83	73	30	6.1
免許資格職職員採用試験	薬剤師	5	36	28	20	17	9	3.1
	獣医師	13	30	19	19	15	14	1.4
	保健師	20	37	31	29	28	22	1.4
	司書	6	127	97	24	19	8	12.1
	栄養士	2	41	26	14	11	5	5.2
職員採用初級試験	一般事務	11	259	211	65	42	20	10.6
	設備	2	2	1	1	1	1	1.0
	総合土木	4	8	6	5	3	2	3.0
警察事務職員採用初級試験		10	159	136	55	36	12	11.3
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		18	171	148	94	69	37	4.0
経験者職員採用試験 ※2	一般行政	5	239	135	20	19	6	27.0
	心理	5	15	10	9	9	6	2.0
	設備	5	36	19	19	16	8	2.7
	総合土木	6	28	20	17	17	9	2.9
	建築	2	14	9	7	6	5	3.0
	農業	3	30	22	10	10	4	7.3
職員採用試験 計		464	3,787	2,705	1,415	1,135	604	4.5

※1 上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	147	2,569	1,325	986	805	233	5.7
警察官男性	II類	40	1,046	657	432	291	40	16.4
警察官男性	III類	130	2,084	1,023	653	572	142	7.2
警察官女性	I類	25	803	440	274	221	41	10.7
警察官女性	II類	13	418	220	116	83	15	14.7
警察官女性	III類	22	666	307	170	135	26	11.8
国際捜査	I類	5	29	21	15	14	3	7.0
武道・体育指導	I類	6	13	11	8	8	4	2.8
サイバー犯罪捜査	I類	1	10	6	4	1	0	-
サイバー犯罪捜査	II類	1	15	10	7	5	1	10.0
県外募集	I類	4	55	47	5	3	2	23.5
県外募集	III類	21	57	49	2	2	0	-
警察官採用試験 計		415	7,765	4,116	2,672	2,140	507	8.1

(2) 採用選考の実施状況（令和3年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	47	47
定例選考 ※2	131	71
障害者選考	175	23
就職氷河期選考	646	15

- ※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、児童福祉司、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は令和3年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	175	23	7.6	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人（17歳～58歳） 身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 精神障害者保健福祉手帳を有する人 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 	第1次選考 令和3年10月17日 第2次選考 令和3年11月13日	1次合格発表日 令和3年11月5日 最終合格発表 令和3年12月7日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 2次選考 人物試験 個別面接
就職氷河期世代を対象とした選考	646	15	43.1	<ul style="list-style-type: none"> 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人（35歳～50歳） 	第1次選考 - 第2次選考 令和3年10月12日～10月25日、11月4日 第3次選考 令和3年12月3日	1次合格発表日 令和3年9月29日 第2次選考 令和3年11月25日 第3次選考 令和3年12月17日	1次選考 書類選考（申込時に提出） 2次選考 基礎能力検査 適性試験 3次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（令和3年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,729	人 1,714	人 429	人 427	人 130	人 129	人 70	倍 24.5
警部補	2,667	2,645	578	575	253	253	180	14.7
巡査部長	2,556	2,533	613	609	405	405	275	9.2

(4) 昇任選考の実施状況（令和3年度）

（単位：人）

職	被選考者数	合格者数
部長級	15	15
副部長級	55	55
課長級	93	93
副課長級	150	150
主幹級	243	243
主査級	228	228
警部	1	1
警部補	0	0
巡査部長	8	8

職員任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 234	人 167	人 79	人 44	人 75	倍 2.8

*申込者数には、第1次試験免除者44人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和3年9月9日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給

令和3年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、較差が小さいことから給料表、諸手当とも改定を行わない。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
382,159 円	382,067 円	92 円 (0.02 %)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 42.3 歳

(2) 特別給

令和2年8月から令和3年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.14月分上回ったことから、職員の年間支給月数を4.30月に引き下げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.31 月	4.45 月

2 定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正についての意見

(1) 意見

地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に関する制度との均衡を考慮し、本県の定年の段階的引上げに関する制度は国に準じたものとするのが適当

(2) 具体的措置

ア 定年制度の見直し

- ・ 定年を段階的に引き上げて原則65歳とすることを条例に定めることが必要
- ・ 情報提供・意思確認制度の計画的な推進が必要
- ・ 現行の再任用制度と同様の措置を暫定的に運用することが必要

イ 管理監督職勤務上限年齢制

- ・ 管理監督職勤務上限年齢は原則60歳とすることが適切
- ・ 能力・経験を生かせる職務等の検討が必要

ウ 定年前再任用短時間勤務制

- ・ 職員の意思に基づく勤務となることが重要
- ・ 能力・経験を生かせる職務等の検討が必要

エ 60歳を超える職員の給与

次の措置を講ずることが適当。なお、給与の引下げは当分の間とし、60歳前の給与カーブも含めた在り方の検討が必要

- ・ 当分の間、給料月額は60歳前の7割の額を支給
- ・ 管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う差額を給料に加算
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の給与は、現行の再任用職員と同様の取扱い
- ・ 降格時の給与決定の在り方の検討等

オ 新規採用の計画的な継続

- ・ 定年の段階的引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるような措置が必要

- (3) 実施時期
令和5年4月1日
情報提供・意思確認制度は令和4年度中

3 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- ・ 公務員試験の申込者数の減少、民間の内定状況など、採用動向を注視し、変化に対応することが必要
- ・ 民間など様々な経験やスキルを持つ幅広い人材を確保することが重要
- ・ 多様な人材の確保の観点から、採用試験等の在り方の検討が必要

(2) 人材の育成

- ・ OJTを十分に機能させるため、役付職員が自覚し、指導育成に必要な能力を日頃から磨くことが重要
- ・ 共生社会の実現に向け、障害を有する職員が活躍できる働きやすい職場環境づくりに努めることが必要

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 主査級昇任試験における受験者の負担軽減、意欲向上を図る取組が必要

(4) 女性職員の活躍推進

- ・ アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）を十分に理解し、固定観念や性別による役割分担意識等の解消を図ることが重要

(5) 新型コロナウイルス感染症対策の下での働き方

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応業務は、担当課の定数増、外部委託の拡大などによる職員の負担軽減の検討が必要
- ・ 多様な働き方の推進などに、テレワークや時差通勤等を生かすことが必要

(6) 仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和に係る法改正があった場合、遅滞なく実施できる準備が必要
- ・ 男性職員の育児休業、育児関連休暇の取得の促進が必要
- ・ 不妊治療のための休暇の新設が必要（原則1年につき5日）

(7) 総実勤務時間の縮減

- ・ デジタルトランスフォーメーションは事務事業の更なる効率化にも資するため、推進していくことが必要
- ・ 恒常的な長時間の時間外勤務には、業務量に応じた適切な組織体制や、職員配置などによる対応が必要

(8) 心身の健康管理

- ・ 採用後間もない職員に対し、所属全体の取組として、こまめな声掛けなど円滑なコミュニケーションの下で、不安なく業務に取り組めるよう配慮が必要

(9) ハラスメントの防止

- ・ 職員一人一人が理解を深め、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などが必要
- ・ LGBTQなどの性的マイノリティに対するハラスメントが生じないよう、理解促進のための取組が必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和3年度中に処理したもの なし

(2) 係属中のもの

(令和4年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和4年(措) 第1号事案	知事部局 主任(任期 付)	帰任に係る旅費の支給	R4.3.25	係属中	

係属中 計1事案1件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和3年度中に処理したもの

(令和4年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和3年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	R3.2.5	R3.4.6 審査終了	
平成31年(不)第1号再審査案	埼玉県教育委員会	減給処分	R3.2.15	R3.4.21 取下書受理	
令和元年(不)第3号事案	埼玉県知事	懲戒免職	R1.7.16	R3.6.22 処分承認	
令和3年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	人事評価	R3.6.28	R3.7.27 却下	
令和2年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R2.12.25	R3.11.18 処分承認	
令和元年(不)第3号再審査案	埼玉県知事	懲戒免職	R3.9.18	R3.11.18 却下	

処理 計6事案6件

(2) 係属中のもの

(令和4年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 12件	
令和3年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R3.8.24	係属中	
令和4年(不)第1号事案	埼玉県警察本部	真正な意思に基づかない 辞職承認処分	R4.3.23	係属中	

係属中 計9事案14件

告 示

埼玉県告示第千百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（西部・北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月28日（火）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか21校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年12月21日（水）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年12月20日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年12月21日（水）午後1時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年12月21日（水）午後1時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年12月6日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年11月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

West and North Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 1:00 pm, Wednesday, December 21, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Tuesday, December 20, 2022

In Person: 1:00 pm, Wednesday, December 21, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第千百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月28日（火）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか19校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年12月21日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年12月20日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年12月21日（水）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年12月21日（水）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年12月6日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年11月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

South Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Wednesday, December 21, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Tuesday, December 20, 2022

In Person: 10:00 am, Wednesday, December 21, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第千百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

防災ヘリコプター 1 機及び装備品等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和 6 年 9 月 30 日 (月)

(4) 納入場所

埼玉県防災航空センター

(5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、本調達物品購入に要する費用の総額（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書を郵送する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防課消防広域担当 鹿嶋、宮下 電話048-830-8171（直通） 電子メールa3165-58@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 埼玉県ホームページによる場合

埼玉県危機管理防災部消防課のページからダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年12月22日（木）正午まで
なお、書留郵便によること。

イ 持参の場合

令和4年12月23日（金）午前10時30分から同日午前11時まで
なお、下記(4)の開札の場所に持参すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災センター1階記者会見室 令和4年12月23日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場

合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和4年11月30日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年11月11日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Product(s) to be purchased:

One (1) Fire Rescue Helicopter and One (1) Set of Equipment

(2) Submission Period for Bids in Person:

Until 11 a.m. on Friday, December 23, 2022

(3) Submission Period for Bids by Registered Mail:

Until 12 p.m. on Thursday, December 22, 2022

(4) Time and Date for Opening of Bids

11:00 a.m. on Friday, December 23, 2022

(5) Contact information:

Fire Management Division

Department of Crisis Management and Disaster Prevention

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel:048-830-8171

Email: a3165-58@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第千五百五十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

住所	氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名	認定年月日
埼玉県川越市中台南 三丁目二番地一	武州産業株式会社 代表取締役 小田切武久	令和四年十月二十四日

告示

埼玉県告示第千百五十二号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第四条の三第一項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めたので、その内容を次のとおり公告する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（埼玉県）この総量削減計画は、東京湾の水質の改善を目的として、水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第一号イに掲げる区域（以下「指定地域」という。）について、令和四年一月二十四日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

右記の基本方針に基づき、令和六年度を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は、次のとおりとする。

（一）化学的酸素要求量について

表一 発生源別の削減目標量（トン／日）

		生活排水		
削減目標量	三九	一一	五	五五
（参考）令和元年度における量	四二	一一	五	五八

（二）窒素含有量について

表二 発生源別の削減目標量（トン／日）

		生活排水	産業排水	その他	総量
削減目標量	三一	五	一一	四七	
（参考）令和元年度における量	三十三	四	一一	四八	

（三）りん含有量について

表三 発生源別の削減目標量（トン／日）

	生活排水	産業排水	その他	総量
削減目標量	二・四	〇・五	〇・三	三・二
（参考）令和元年度における量	二・五	〇・四	〇・四	三・三

（注）生活排水とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出されるもの（下水道を通じて排出されるものを含む。）をいう。

産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水であって、公共用水域に排出されるもの（下水道を通じて排出されるものを含む。）をいう。

その他とは、生活排水及び産業排水以外の土地や家畜等に由来するものをいう。

二 削減目標量の達成の方途

（一）生活排水対策

東京湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、汚濁負荷量の全体に占める割合が大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、埼玉県生活排水処理施設整備構想等に基づき、市町村等と協力しながら下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を促進する。また、排水処理の高度化及び処理施設の適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を推進する。加えて再生水の利用を推進する。

なお、指定地域における行政人口及び削減目標量達成のために想定される処理人口は、表四のとおりとする。

表四 削減目標量達成のために想定される処理人口等

年度	六
指定地域における行政人口（千人）	七、〇六五
指定地域における処理人口（千人）	六、五七〇

ア 下水道の整備等

下水道事業は、流域下水道及び市町村等の単独公共下水道によって進められている。

流域下水道については、令和元年度末時点で、指定地域内において七流域下水道で供用している。また、単独公共下水道についても、令和元年度末時点で十五市町において供用している。

引き続き、荒川流域別下水道整備総合計画及び中川流域別下水道整備総合計画を踏まえ、下水道の整備を進める。

下水道終末処理場については、適正な維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。また、窒素及びりん除去を目的とした高度処理については、令和元年度末時点で、流域下水道の八終末処理場全てで導入されている。運転管理の工夫により窒素又はりんを削減する処理（段階的・高度処理）を導入している流域下水道の終末処理場については、施設更新に併せて施設の高度処理化を進める。

イ 浄化槽の整備等

既設の単独処理浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽への転換を促進する。

また、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に基づき、合併処理浄化槽の適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

ウ 農業集落排水施設の維持管理等

農業集落排水施設については、令和元年度末時点で、指定地域内において二十二市町百十地区で設置されている。処理施設の適正な維持管理の徹底等により、排水水質の安定及び向上に努める。

エ その他施設の維持管理等

コミュニティ・プラントについては、令和元年度末時点で、指定地域内において一市一施設があり、処理施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努める。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく整備を進め、令和元年度末時点で、指定地域内において十七市町及び十二の一部事務組合で三十四施設が設置されており、このうち二十四施設で高度処理が導入されている。

また、処理施設の適正な維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努める。

オ 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町村と協力

し、家庭においてできる生活排水対策についての普及及び啓発を行うとともに、生活排水対策重点地域に指定された地域については、計画的、総合的に生活排水対策を推進する。

(二) また、下水道整備地域においても、家庭においてできる生活排水対策の普及及び啓発を行い、下水道終末処理場に流入する汚濁負荷量の低減に努める。
産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、使用原材料、処理工程、排水処理方式、排水水質の実態、排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに総量規制基準を定め、立入検査等を行い、総量規制基準の遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

総量規制基準の算定に係る濃度については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十四号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十五号）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十六号）により定めるものとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十一号）、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）及びさいたま市生活環境の保全に関する条例（平成二十年さいたま市条例第四十六号）に基づく排水規制の対象となっているものについては、立入検査等を行い、排水処理施設の維持管理の徹底の指導等を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

その他の事業場等については、小規模事業場排水対策マニュアル（平成十三年三月環境省環境管理局）等に基づき、排出水の特性等に関し、その実態把握に努め、適正な排水処理その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置をとるよう指導等を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 事業者に対する周知等

事業者に対しては、研修会等を通じて本計画の趣旨及び内容の周知に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減のための一層の理解と協

力を要請する。

(三) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促すことにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）等に基づき、施肥量の適正化等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十二号）等に基づき、家畜排せつ物の適正管理を推進するとともに、堆肥の高品質化やその広域流通及びエネルギー利用を推進する。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

(四) 教育、啓発等

ア 広報活動

汚濁負荷量の削減を進めるためには、関係市町村はもとより、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、県民及び事業者に対して自治体の広報紙やホームページ等により、本計画の趣旨及び内容の周知に努める。

また、これらの普及及び啓発等をより効果的に進めるため、東京湾再生推進会議及び九都県市首脳会議環境問題対策委員会における各種取組により、東京湾流域の自治体及び関係省庁との連携を図る。

イ 環境学習の推進

県民による自主的な環境学習等が円滑に行われるよう学習の機会、教材等を整備することにより、水環境保全意識の高揚を図る。

児童及び生徒に対しては、学校教育の中で水環境保全に対する正しい知識が得られるよう、水環境保全意識の普及及び啓発に努める。

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(一) 河川環境の改善

底質汚泥による河川の水環境の悪化を防止するため、必要に応じてしゅんせつを行う。

(二) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質及び流量を監視する。また、指定地域内事業場に対する立入検査等の実施その他の発生源に対する指導等により、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。

(三) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、水環境の保全に関する調査研究を引き続き実施し、水質改善のための技術開発及び普及に努める。

(四) 中小企業への支援

中小企業の排水処理施設の設置、改善等に対する財政的支援及び技術指導に努め、排水処理施設の整備等を促進する。

告 示

埼玉県告示第千百五十三号

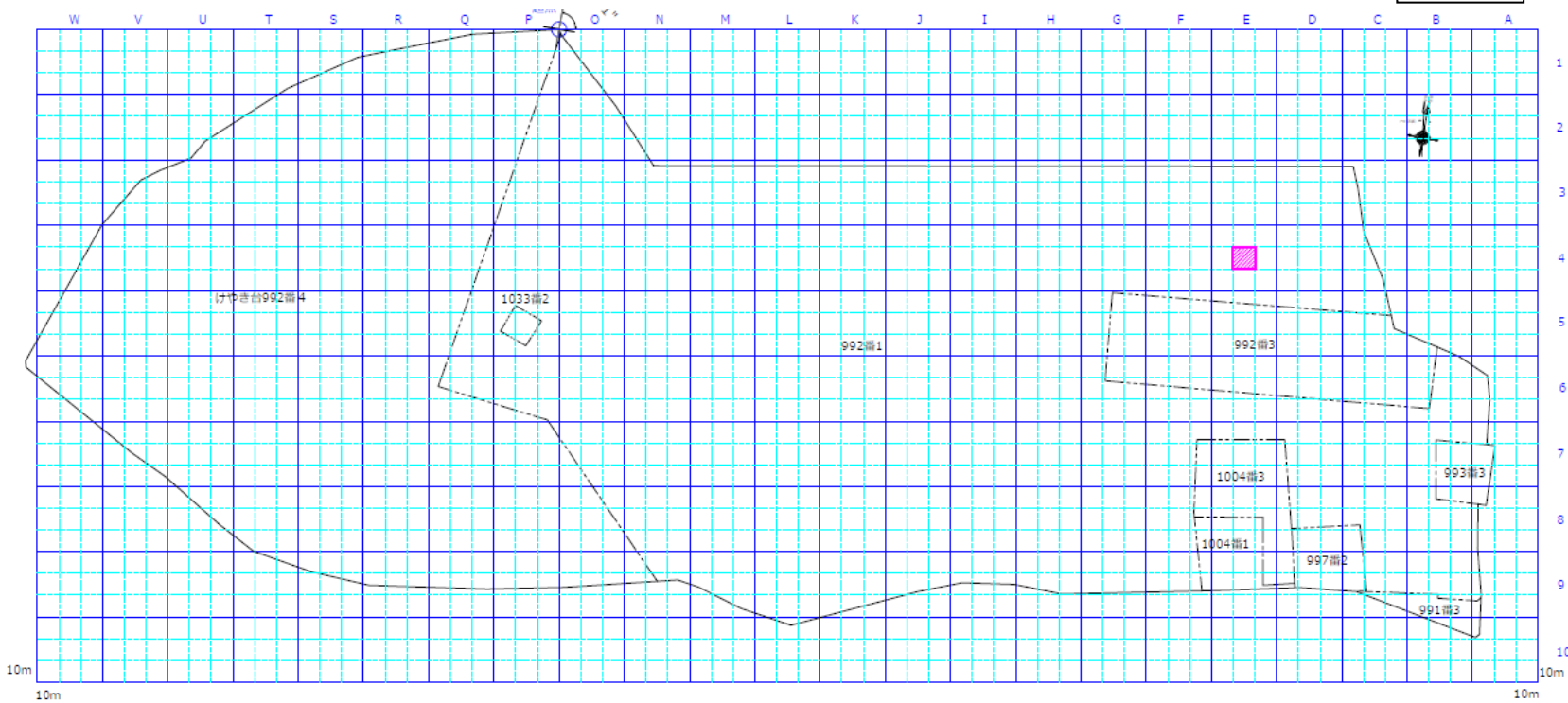
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第七百五十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域として指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【凡 例】

- 30m格子
- 筆境界
- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

【格子の回転角度 (80°02'01")】

格子回転角は、起点をとおり、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は埼玉県坂戸市けやき台992番4の最北端とする。

告示

埼玉県告示第千百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人財団永光会 北上尾すこやかクリニック	医療法人財団永光会	上尾市原新町一五―一四 小林ビル二階	令和四年九月一日
原市団地診療所	本家 宏之	上尾市原市三三三六―四 区二〇号棟一〇七	令和四年十月一日
上尾なかよしクリニック	医療法人社団彩悠会	上尾市上町二―二―二三 三和ビル三階	令和四年十月一日
女性と家族のみれクリニック	須藤 敦夫	所沢市緑町一―一―四 二階C	令和四年十月一日
倉林医院	久喜 邦康	秩父郡長瀬町長瀬一三五五 ―二	令和四年八月二十一日
医療法人彩寿会 あさみ医院	医療法人彩寿会	深谷市黒田三七四	令和四年九月一日

田の杜店	みんなの薬局早稲	あすなる薬局	もくせい薬局	かみや薬局	蘭薬局 新三郷店	佐々木歯科診療所	春山歯科医院	狭山アゼリア歯科 クリニック	町田歯科	あいゆう歯科 三郷診療所	耳鼻咽喉科 中島 医院
アーマ株式会社 六	アライアンسف アーマ株式会社	アライアンspf アーマ株式会社	社 げんき印有限会	株式会社グッド フェローズ	株式会社蘭調剤 薬局	佐々木 隆人	春山 親弘	野中 康弘	町田 和徳	医療法人社団あ いゆう会	中島 正臣
本庄市早稲田の杜三―八―一	入間市東町七―一三―一六	戸田市上戸田八四―二	鴻巣市上谷六八三―二	三郷市彦成二―二〇二―三	熊谷市榎町一〇九	本庄市児玉町児玉二二四	狭山市上奥富一―二六―一 イオン狭山一―一九区画	飯能市双柳五八七―三	三郷市戸ヶ崎二―二四三―五	熊谷市玉井一―七九	
一日	令和四年九月 一日	令和四年九月 一日	令和四年八月 一日	令和四年十月 一日	令和四年九月 七日	令和四年九月 六日	令和四年七月 一日	令和四年九月 一日	令和元年十月 一日	令和二年四月 一日	

ウエルシア薬局株 父小鹿野店	ウエルシア薬局株 株式会社	秩父郡小鹿野町小鹿野一九七	令和四年十月 一日
ココカラファイン 薬局志木駅南口店	株式会社ココカ ラファインヘル スケア	新座市東北二―三六―一志 木駅南口ビル二F	令和四年十月 一日
あんじゅ薬局 本店	株式会社明翔メ ディカル	北本市東間五―七二―二	令和四年九月 一日
ウエルシア薬局日 高高萩店	ウエルシア薬局 株式会社	日高市高高萩二三五九―一	令和四年十月 一日
なないろ訪問看護 ステーション	なないろ訪問看 護ステーション 株式会社	北足立郡伊奈町本町二―二三 ウエストガーデンII 一〇〇	令和四年九月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
清水 武師		まちの整骨院 南桜井	春日部市米島一―八六―一 五	令和四年九月 一日
桑原 志保		ゆず接骨院	鴻巣市鴻巣一―八六―八	令和四年十一 月一日
岡田 ひろ み		在宅マッサージ 治療院 福寿	さいたま市北区東大成町二 ―三四三―二	令和四年八月 一日
花尾 祐太		フレアス在宅マ ッサージ上尾施 術所	上尾市浅間台四―二三―一 〇アヴァンセ上尾二〇六	令和四年九月 十二日

告示

埼玉県告示第千百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
あい小児科クリニク	名称	まるクリク	あい小児科クリニク
医療法人 博明会 飯塚内科小児科	名称	医療法人 博明会 飯塚内科産婦人科	医療法人 博明会 飯塚内科小児科
ホッペ薬局 本町店	名称	ホッペ薬局 上尾店	ホッペ薬局 本町店
クオール薬局ふじみ野清見店	名称	清見薬局	クオール薬局ふじみ野清見店
クオール薬局ふじみ野南台店	名称	しろくま薬局南台店	クオール薬局ふじみ野南台店
ファークロス薬局 むさし上里	開設者名称	株式会社ファークロス	株式会社ユニスマイル

訪問看護ステーションあんみつ	名	あんみつ
地域ケアステーションゆずり葉	所在地	狭山市富士見二―一 三―七
		狭山市狭山台四―四 三―三
		訪問看護ステーションあんみつ

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
氏名		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称
小林 美帆	羽生田 健太	小西 哲次	
施術所	施術所	施術所	
所在地	名称	所在地	名称
五 東京都足立区西新 井栄町三―一〇―	KEiROW足立西 新井ステーション	二―三―七ハイッデ イライト二〇六	訪問マッサージ NKI SUN 東 十条
三 東京都足立区竹ノ 塚四―九―三パ クサイドハイム二〇 三号	訪問鍼灸マッサー ジKEiROW竹ノ塚 ステーション	一F 東京都世田谷区新 町三―二〇―一	株式会社ケア・クレ スト オリーヴマッ サージ治療院
			（追加）
			（追加）
			変更前
			変更後
		川口市栄町一―一 〇―一〇クローネ川 口六〇五	結ぶ株式会社 やわ らぎ便 はりきゆう マッサージ本院

氏名	駒 亮平		住田 康成		変更事項
深井 和也	駒 亮平		住田 康成		
施術所	施術所		施術所		変更事項
名称	所在地	名称	所在地	名称	
院 高幡不動 M a s s A g e 治療	(追加)	(追加)	日高市武蔵台一― 二三―二	住田はり灸接骨院	変更前
治療院 高幡不動 M a s s A g e 指圧	幸手市東二―二八 ―二三T&T一〇二	フレアス在宅マッサ ―ジ幸手施術所	飯能市美杉台六― 三一六三	エトワール整骨院	変更後

告示

埼玉県告示第千百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
北上尾すこやかクリニック	上尾市原新町一五―一四小林ビル二階	令和四年八月三十一日
医療法人 彩寿会 あさみ医院	深谷市黒田三四〇―一	令和四年九月一日
倉林医院	秩父郡長瀬町長瀬一三五五―二	令和四年八月二十日
医療法人 かごはな 会 耳鼻咽喉科 島医院	中熊谷市玉井一―七九	令和二年三月三十一日
あいゆう歯科 診療所	三郷市戸ヶ崎二―二四三	令和元年九月三十日
医療法人社団 誠勝 会 三郷ホワイト 科医院	三郷市采女一―八五―一	平成三十年一月三十一日
町田歯科	飯能市双柳五八七	令和四年八月三十一日

田の杜店 みんなの薬局 早稲	あすなる薬局	杉戸中央薬局	飛鳥薬局 南栗橋店	橋戸薬局	中川薬局 春日部店	春山歯科医院	狭山アゼリア歯科ク リニック
本庄市早稲田の杜三―八―一六	入間市東町七―一三―一六	北葛飾郡杉戸町杉戸二―一六―一五	久喜市小右衛門八〇―一―五	久喜市本町五丁目六―二五	春日部市西金野井二九一―一―二六	本庄市児玉町児玉二二四	狭山市上奥富一―二六―一イオン狭山 一一九区画
令和四年八月三十 一日	令和四年八月三十 一日	令和四年八月三十 一日	令和四年五月二十 七日	令和四年六月三十 日	令和四年八月三十 一日	令和四年九月六日	令和四年六月三十 日

告示

埼玉県告示第千百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 歯科医院 タカザワ	鶴ヶ島市脚折町三―一〇―一三	令和四年十月二十二日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		辞退年月日
		名称	所在地	
田島 よもも		らくらく倶楽部	熊谷市銀座一―九四	令和四年十月 三十日

告示

埼玉県告示第千百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
医療法人 啓仁会 平成 クリニック	所沢市久米五三二―一	令和四年十月一日

告示

埼玉県告示第千百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	とんぼ薬局 ずほ台店 み	
所在地	富士見市下南 畑三六六〇― 四	
開設者名	株式会社ウイ ズT	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和四年八月一 日	

告示

埼玉県告示第千百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人社団東光 会 在宅専門診療 所 戸田中央トー タルケアクリニック	事業所名 称	医療法人社団 東光会 戸田 中央リハクリ ニック	医療法人社団 東光会 在宅 専門診療所 戸 田中央トー タルケアクリ ニック	訪問リハビリテーシ ョン 介護予防訪問リハビ リテーション
シノテクス株式会社	事業者所 在地	坂戸市千代田 二―一四―五	川越市南大塚 六―二七―一 四	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売

告示

埼玉県告示第千百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
あすなる薬局	入間市東町七一三―一六	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年八月三十一日
さくら薬局熊谷箱田店	熊谷市箱田一―四―八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年八月二十日
セイジョー薬局 桶川店	桶川市若宮一―四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年六月三十日

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
DNA解析装置（DNAシーケンサー）の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県衛生研究所臨床微生物担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 5 落札金額
31,614,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月24日

告 示

埼玉県告示第千百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ク スリのアオキ七本木店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木千八百九十番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五百五十一、五百十一、五百十一二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九 外 計四者

（変更後）株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和四年二月一日

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

ハ 変更年月日

令和四年七月十一日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ久喜

埼玉県久喜市本町七丁目千百四十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麴町五丁目一番地一

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麴町五丁目一番地一

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三芳

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保北新埜八百五十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

ハ 変更年月日

令和四年五月二十日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外 計二者

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一 外 計三者

（変更後）株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五百八十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計二者

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 武田政則

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計三者

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 武田政則

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計三者

ハ 変更年月日

令和四年四月一日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計十一者

（変更後） 生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計十一者

ハ 変更年月日

令和四年七月一日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷レイクタウン二〇一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（変更後） 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多浩

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏名 住所

理事 蓮見 幸徳 埼玉県行田市大字真名板千四百五十九番地一

告 示

埼玉県告示第千七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

二 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
埼玉県農林部森づくり課	令和四年十月二十八日（金）から同年十一月二十二日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く日の午前九時から午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	

告 示

埼玉県告示第千七百七十四号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、数値図化）

三 作業地域

埼玉県飯能県土整備事務所管内のうち、入間市及び飯能市の一部

四 作業期間

令和四年十月十七日から令和四年十二月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千七百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町5丁目22番26号
- 5 落札金額
739,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年7月15日

告 示

埼玉県告示第千百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町5丁目22番26号

5 落札金額

253,830,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年7月15日

告 示

埼玉県告示第千百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立草加かがやき特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

355,410,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年7月15日

告 示

埼玉県告示第千百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立行田特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校スクールバス運行
業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま
市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号

5 落札金額

792,220,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年7月15日

告 示

埼玉県告示第千百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ファースト秩父バス 埼玉県秩父市品沢字宮前494番地1

5 落札金額

150,425,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年7月15日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四二三番一地主まで	鴻巣市原馬室字鉄砲宿三七一六番一地主 先から同市原馬室(元高尾)字半在家二	区 間
一〇・六〇〇二〇・七九	八・七〇〇一八・九二	敷地の幅員 (メートル)
二五六・九〇		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路 線 名</p>	<p>児玉新町線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字大御堂字阿保境六 二〇番四地先から同郡同町大字大御 堂字檜下六二八番一六地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年十月二十八日</p>
<p>備考</p>	<p>令和元年八月二日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告 示第三号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長九九・八〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年九月十三日

指令川建セ第〇四〇〇七〇号

二 検査済証番号

令和四年十月二十五日

川建セ第〇四〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字日向四百十七番五、四百十七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山町一丁目八番八号 イースト・ウイステリア二〇二号室

小鷹 俊介

正 誤

埼玉県告示第千十五号（令和四年九月三十日第三百五十号）中訂正

ページ	表中	行
二	名称	前から七

誤

所沢クローバー薬局

正

所沢クローバー薬局